

第3回 森林吸収源対策税制に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年6月22日(木) 15時00分～17時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、小西座長、神山委員、佐藤委員、勢一委員、土屋委員、林委員、諸富委員、村井宮城県知事、本間ひたちなか市長、更谷十津川村長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ①論点の整理
 - ②自由討議
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 検討会に先立ち、資料1に基づき山梨県早川町森林現場視察概要について説明
- 環境税制企画室及び林野庁より資料2の論点1について説明
(以下、自由討議)
- 林野率は高いが超過課税未導入の団体もある。また、林野率が低い団体で超過課税の導入が進んでいるからといって、住民の理解が進んでいると楽観的な見方ができるのか。CO2吸収源対策という高邁な理念を国民が理解してこのような施策が行なわれていると本当に理解できるか。
- 資料16～18頁について、30万haの間伐必要面積に対し、直近の実績が27万haであれば、単純に差は3万haである。10万ha必要だという根拠をもう少し説明してほしい。

- 間伐実績の27万haは、条件の良い地域で何とか間伐をやってきた結果。奥地で条件の悪い地域は、間伐が遅れ、積み残されている状況。（林野庁）
- 資料17頁で育成単層林が1,030万haあるが、相当部分が国公有林となるはずで、単純に3分の1を複層林に誘導することにはならないのではないかと。
- 育成単層林1,030万haのうち、私有林が約600万ha。育成複層林に誘導する条件不利地の育成単層林350万haのうち約230万haであり、おおよそ3分の1となる。（林野庁）
- 課税根拠として、「受益」と言うと、「具体的な受益」を求めて施策の対象が拡散していく危険性があるので「負担の分任」という方が適切と考える。
- 森林整備の必要性はよく理解したが、超過課税や林野庁の予算ではどうしても足りないに見える形にしたほうが税の仕組みの議論がしやすいのではないかと。
- 地方創生で、森林や林業も出てくる可能性があるが、今回の仕組みは、地域の林業を何とかしようというよりも、このままだとどうしようもないところを間伐するためという割り切り方でよいか。
- 林業の成長産業化は林野庁としても進めているが、やはり条件が悪くて整備されない、取り残されているところを今回の新たな手法でと考えている。（林野庁）
- 先の現場視察では、安定的に財源が来れば、雇用の通年確保ができるという話を聞いた。仕事ができれば、山村に人が住む。その結果として、副次的ではあるが、地方創生につながるのではと考える。（環境税制企画室）
- 仮に、公有林を優先的に育成複層林へ誘導すれば、私有林を育成複層林化する分が減るのではないかと。この場合、大々的なものが要るのかと言う話につながりかねない。説得力に少し欠けるのではないかと。

- 国有林・公有林もできるところは、育成複層林化を積極的に進めている。ただし、国公有林でも木材生産できるような場所を無理に複層林化すると支障がある。森林の立地条件から、私有林においても3分の1程度を育成複層林化する必要がある。（林野庁）
- 資料4頁について、引用する資料が古すぎるのではないか。
- 森林の機能の基礎的なデータなので、基本的に時代の変化で数字が変わるものではないが、ご指摘を踏まえ、可能な限り新しいデータを出せるようにしていきたい。（林野庁）
- 資料4頁の貨幣評価の数字は年間のものか、通算のものか。
- 年間のものである。（林野庁）
- 育成複層林化について、市町村の技術的な問題はないのか。
- 国有林は、先行して育成複層林に誘導する取組を行ってきている。そういった積み重ねがあるので技術的な手法は確立されているので問題がない。（林野庁）
- 林業の成長産業化の機運も高まっている中で、条件不利地域として公的関与のスキームに流れてしまうのは地方創生の観点からも望ましくないのではないか。
- 経営が成り立ち得るところは、収益が見込めるため、森林所有者は投資した分を回収しようというインセンティブが働く。森林現場では、森林組合から所有者に対してそういった採算施業提案を行っている。条件のいいところは、合理化を進め、採算性を高めるなど成長産業化を進めつつ、条件不利地については今回のスキームで森林整備を行う、という形でと考えている。（林野庁）

- 山を守ることが使命。個人の損得勘定ではない。山をもう少し手入れしておけば台風による災害被害を減少できたのではないかとの想いがある。私の村は10齡級（50年生）の山ばかりだが、林業が採算には合わない現状の中でこれを守らなければいけない。新税の財源は大変有り難い。山を守る、森林整備を図るためにはどのようにしていくかを一番に考えていくのであれば、使途は、市町村にとって使い勝手の良いものにしてもらいたい。

- 各都道府県に意見を聞いたが、今回の新たな役割を市町村だけで担えるのかという意見が多い。今までも都道府県が関わってきており、今回も都道府県の関与が必要になるので、結果として、都道府県の負担も増える。都道府県にも森林環境税から一定の財源配分をすべき。これは知事会としての意見。都道府県の役割も含めて考えながら、必要なものをしっかり積み上げて、そこから国民の皆様はどう負担していただくか考えてもらいたい。

（○環境税制企画室より資料2の論点2、論点3について説明
（以下、自由討議）

- 間伐等の前段として、地籍確定や所有者の意向確認等の事務作業が市町村に発生する。そのため、マンパワーの補充等のための財源という色彩も必要なのではないか。

- 100年後を見据えた長期的視点に基づいて森林整備を行う必要があり、そのための専門家をきちんと配置しておく必要があるのではないか。そういう意味では、人材育成のための財源として位置付けることも重要な視点ではないか。

- CO2等の便益だけでは都市部の理解を得るのに十分ではないのではないかと。都市地域における森林、緑地の整備にも税収の使途を拡大した方が、都市部住民の直接的な便益につながり、理解を得やすいのではないかと。

- 均等割の仕組みに賛成。森林の公益的機能は非常に抽象的であり、応益というより負担の分任というロジックで課税根拠を説明することが適切。負担の分任に適した仕組みということでは、均等割が相応しい。

- 現在、震災特例で均等割が1,000円上乗せしていることも考えて制度設計する必要がある。育成複層林は経済性がないことから、将来を見据えた仕組みを考えておく必要があるのではないか。
- 市町村によって状況が異なることから、森林環境税（仮称）の用途については、人材育成や県への委託など実態に応じた使い方が必要であり、幅広く考えざるを得ないのではないか。
- 市町村の執行コストが大幅に増えることをどう考えるか。都道府県による支援が必要であることも含めて考えることが必要ではないか。
- 都市部の住民や団体に理解を得ようとするれば、用途を拡げることもポイントとなるが、拡げすぎれば、税収を増やさなければ機能しなくなるので、このあたりのバランスをどうするか。
- 市町村の体制や能力は様々であるから、人材育成、環境教育のようなもの等、少しメニューを増やしておいて、段階的に間伐に集中してもらうという感じにする等、ある程度用途の多様化は必要ではないか。